



～相続について相談する専門家～

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー
村尾 法生



相続の相談を依頼する主な専門家は、
司法書士・行政書士・税理士・弁護士の4つがあります。

それぞれの専門家についてご紹介いたします。

1. 司法書士

司法書士の主な業務は、不動産の名義変更(相続登記)を行うことです。遺言書の作成、遺産分割協議書の作成、成年後見に関する手続きも行います。また、家庭裁判所への申立て書類(遺産分割調停、相続放棄、限定初認等)の作成を行うことができます。

→ 相続財産の中に不動産がある場合は、司法書士に依頼することになります。

2. 行政書士

行政書士は、行政官庁(役所)に提出する書類作成を主たる業務として行います。相続については、遺言書の作成、遺産分割協議書の作成、遺産の名義変更等の業務を行います。ただし、不動産の名義変更(相続登記)や、相続税の申告を行うことはできません。また、相続人の代理人となることや紛争性のある遺産分割手続きに携わることはできません。

→ 相続税の申告が必要ではなく、紛争のない遺産分割手続きの場合に、行政書士に依頼する。(ただし、不動産の名義変更(相続登記)については、別に、司法書士に依頼が必要。)

3. 税理士

税理士の業務は、相続税の申告とそのための調査になります。相続税の申告は税理士にしかできません。税務相談は、無償であっても税理士以外の者が行うと税理士法違反となります。

→ 相続税の申告がある場合に、税理士に依頼する。

4. 弁護士

弁護士は、上記の専門家の業務をすべて行うことができるオールマイティプレイヤーです。

(ただし、相続税の申告は、税理士登録している弁護士でないとできません。)ですが、実際に弁護士が行っている業務は、紛争性のある遺産分割協議や遺産分割調停等の手続きが中心で、他の業務については行っていない弁護士が多いかと思えます。

不動産の名義変更(相続登記) → 司法書士

相続税の申告手続き → 税理士

遺産分割の紛争解決や調停手続き → 弁護士

遺言書の作成・遺産分割協議書の作成 → 弁護士、司法書士、行政書士

村尾法生税理士事務所(村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所)
〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号
TEL:075-708-5591 FAX:075-708-5592 E-mail:murao-kimio@tkcnf.or.jp